別紙様式第2号、別紙様式第6号、別紙様式第10号、別紙様式第13号、別紙様式第13号の2、別紙様式第14号、別紙様式第14号の2及び別紙様式第15号、第十三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第2号、別紙様式第6号、別紙様式第9号、別紙様式第9号の2、別紙様式第10号及び別紙様式第10号の2、第十六条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第10号及び別紙様式第10号の2並びに第十九条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　信用金庫及び信用金庫連合会が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）並びに子法人等（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券については第十二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十三条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十二号）第二条に規定する信用協同組合等をいう。）が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）並びに子法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　相互会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の保険業法施行規則第二十四条の三第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）並びに子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第四項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十四条の規定による改正後の保険業法施行規則第二十四条の三第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　特定目的信託財産において、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（特定目的信託財産の計算に関する規則第十七条第一号ニに規定する売買目的有価証券をいう。以下この条において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的の債券（この府令による改正前の特定目的信託財産の計算に関する規則第五条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券については、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　特定目的会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（特定目的会社の計算に関する規則第二十七条第一項第一号ニに規定する売買目的有価証券をいう。以下この条において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的の債券（この府令による改正前の特定目的会社の計算に関する規則第五条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十七条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第五条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　投資法人が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（投資法人の計算に関する規則第三十七条第三項第一号ニに規定する売買目的有価証券をいう。以下この条において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的の債券（この府令による改正前の投資法人の計算に関する規則第五条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十八条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第五条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

府　令　・　省　令

○財務省・内閣府令第五号

○経済産業省令第五号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項、第五十二条第一項、同条第二項及び同条第五項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　大畠　章宏

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省・内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第2記載上の注意1(7)中「第8条の7第6項」を「第8条の7第4項」に改める。

別紙様式第二号第2記載上の注意1(7)及び別紙様式第四号第2の2記載上の注意1(6)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。

別紙様式第五号第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)中「第8条の7第6項」を「第8条の7第4項」に改める。

別紙様式第六号第1貸借対照表の記載上の注意1(7)及び別紙様式第八号第1連結貸借対照表の記載上の注意1(6)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号、別紙様式第五号、別紙様式第六号及び別紙様式第八号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府・厚生労働省令第五号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項、第五十九条の二第二項並びに第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**
厚生労働大臣　細川　律夫

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加える。

別紙様式第二号記載上の注意1．⑱、別紙様式第六号記載上の注意1．⑱、別紙様式第九号第2記載上の注意1．⑱、別紙様式第九号の二第2の2．記載上の注意1．⑯、別紙様式第十号第2記載上の注意1．⑱及び別紙様式第十号の二第2の2．記載上の注意1．⑯中「第5項」を「第3項」に改める。